

寒川町企業等の立地促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月17日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町条例第 24 号

### 寒川町企業等の立地促進に関する条例の一部を改正する条例

寒川町企業等の立地促進に関する条例(平成 18 年寒川町条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 5 号から第 9 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同条第 4 号中「課税免除及び不均一課税並びに」を「不均一課税及び」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条中第 3 号を第 5 号とし、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

- (3) 新設 町内に事業所を有しない企業等が町内に事業所を設置すること又は町内に事業所を有する企業等が既存の事業所の敷地内に別の事業所を設置すること若しくは既存の事業所を取り壊して新たに事業所を設置することをいう。
- (4) 増設 町内に事業所を有する企業等が事業規模を拡大する目的で、既存の事業所の敷地の面積を拡張し、若しくは床面積を拡張すること又は新たに償却資産を取得すること(性能の向上、製造品の変更その他これらに類する理由により償却資産を更新する場合の取得を除く。)をいう。

第 4 条の見出し中「課税免除及び」を削り、同条第 1 項中「については」を「の税率は」に改め、各号を次のように改める。

- (1) 固定資産税の税率 100 分の 0.7
- (2) 都市計画税の税率 100 分の 0.1

第 4 条第 2 項中「5 年度分」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める年度分」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 土地の取得を伴う場合 7 年度分
- (2) 土地の取得を伴わない場合 5 年度分
- (3) 償却資産のみの場合 3 年度分

第4条第3項を次のように改める。

- 3 既に前2項の規定による奨励措置の適用を受けている企業等は、当該奨励措置の適用を受けている年度分に係る固定資産税等について、新たに奨励措置の適用を受けることができない。

第5条第2項を削る。

附則第2項中「平成28年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の寒川町企業等の立地促進に関する条例（以下「新条例」という。）第2条及び第4条の規定は、平成28年4月1日以降に立地を行った企業等に対する奨励措置から適用し、同日前に立地を行った企業等に対する奨励措置については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の寒川町企業等の立地促進に関する条例第4条第1項及び第2項の規定による奨励措置の適用を受けている企業等に新条例第4条第3項の規定を適用する場合においては、同項中「前2項」とあるのは、「寒川町企業等の立地促進に関する条例の一部を改正する条例(平成27年寒川町条例第 号)による改正前の寒川町企業等の立地促進に関する条例第4条第1項及び第2項」とする。